行政実務研修の実施に関する協定書

　◯◯市（以下「甲」という。）と　　　　　（以下「乙」という。）とは、乙の職員を甲に研修のために派遣する行政実務研修の実施について次のとおり協定を締結する。

　（研修の委託）

第１条　乙は、乙の職員の行政実務研修（以下「研修」という。）を甲に委託し、甲はこれを受託するものとする。

　（研修の内容）

第２条　研修の内容は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

　（研修期間）

第３条　研修期間は、別表に掲げる期間とする。ただし、必要が生じたときは、甲乙協議の上、期間を変更することができる。

　（研修員の派遣）

第４条　乙は、この協定に基づく研修を受けさせるため、別表に掲げる乙の職員（以下「研修員」という。）を甲に派遣するものとする。

　（給与）

第５条　研修員の研修期間における研修員の給料及び諸手当（通勤費を含む。）は、乙の関係規定に基づいて乙が支給する。

（旅費）

第６条　研修員の研修期間における甲の用務に係る旅費については、甲の規程に基づき甲が支給する。また乙の業務に係る旅費は乙がその規定に基づいて乙が支給する。

　（服務）

第７条　研修員の服務については、甲の職員に適用される関係規程を準用する。ただし、これにより難い場合は甲乙協議の上、定めるものとする。

　（勤務時間その他の勤務条件）

第８条　研修員の勤務時間その他の勤務条件は、甲の職員に適用される関係規程を準用する。ただし、これにより難い場合は甲乙協議の上、定めるものとする。

　（研修中の災害等）

第９条　研修員が研修中の災害または通勤による災害を受けた場合は、乙の関係規定により乙が認定し、補償するものとする。

　（賠償義務）

第１０条　乙は、研修員が研修期間中に故意又は過失により、甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙の責任において解決し、損害賠償などの支払い義務が生じた場合においても、乙がその賠償義務を果たすものとする。

　（守秘義務）

第１１条　研修員は、研修中に甲において知り得た秘密を漏らしてはならない。また、研修期間終了後も同様とする。

　（誓約）

第１２条　甲は、本研修の本旨及び前条を確約するため、研修開始に際して、研修員の誓約等の必要な措置を講ずるものとする。

（報告）

第１３条　乙は、必要があるときは、研修員の研修状況について甲に報告を求めることができる。

　（その他）

第１４条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

　この協定を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

　　　平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　甲　　◯◯市

　　　　　　　　　　　　　　◯◯市長

　　　　　　　　　　乙

　　 別　表

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　　　　名 | 研　　修　　期　　間 |
|  | 平成　　年　　月　　日～平成　　年　　月　　日 |